

別紙

君塚農園利用規定

- 貸し農園は野菜・草花などを栽培する以外の用途に利用できません。
- 利用者は、農園の利用料を指定する日までに納入してください。
- すでに納入された利用料は原則として返還いたしません。
- 野菜・草花などの種苗や肥料は個人の負担になります。
- 農機具などは個人のもので使用してください。
- 農園の利用期間は4月から翌年の3月末日までとします。
継続して利用する場合は、1月末日までに利用料納めて下さい。
- 利用者は他の利用者に迷惑になるような行為及び信義に反する行為をしないでください。
また、利用区画及び周辺のゴミ、雑草は除去し整理整頓に努めてください。
- 農園の利用が適正に行われていない場合は、利用を取り消すことがあります。
- 利用者は利用区画を第三者に転貸することはできません。
- 天災、盗難、病虫害などによる作物の損害、また農園内の事故などに対して一切の責任は負いません。
- 農園の利用をやめる時は、君塚 一富へ速やかに連絡し、利用区画を耕作できるようにして返還してください。
引き渡しができない場合は、利用料または整理にかかる費用を請求する場合があります。
- ゴミは持ち帰って下さい。
- その他農園の利用に際しては、君塚 一富の指示に従ってください。

連絡先：090-1616-1163